

目 次

津市告示

公示送達

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

認可地縁団体の告示事項の変更

介護保険法に基づく居宅介護支援事業所の指定

地域密着型サービス事業者の指定

地縁による団体の認可

津市公告

空家等対策の推進に関する特別措置法第22条第10項の規定

市有財産売却に係る条件付一般競争入札の実施

津市消防本部告示

指定催しの指定

津市教育委員会告示

津市教育委員会の招集

※ 目次には、J I S 第一・第二水準範囲内の文字を使用しています。

津市告示第 1 9 6 号

下記の者の差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書は、住所居所不明のため送達することができないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 5 7 年法律第 8 0 号）第 1 1 2 条において準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 〇〇	〇〇 〇〇	差押調書謄本、配当計算書謄本及び充当通知書

津市告示第 1 9 7 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 9 年津市告示第 1 7 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

大里山室町自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 8 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 7 年津市告示第 4 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 1 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

藤枝町自治会

※ 代表者の氏名及び住所の変更

津市告示第 1 9 9 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 2 9 年津市告示第 8 3 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので、同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 6 月 2 0 日

津市長 前 葉 泰 幸

届出者

長常町自治会

※ 代表者の氏名及び住所並びに主たる事務所の所在地の変更

津市告示第200号

介護保険法（平成9年法律第123号）第58条第1項の規定により、指定介護予防支援事業者を次のとおり指定したので、同法第115条の30第1号の規定により告示する。

令和6年6月21日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
社会福祉法人 絆
- 2 事業所の名称
居宅介護支援事業所 みえ愛の里
- 3 事業所の所在地
津市雲出本郷町字連方前2128番
- 4 指定年月日
令和6年8月1日
- 5 サービスの種類
介護予防支援

津市告示第 2 0 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 2 条の 2 第 1 項の規定に基づき、指定地域密着型サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の 1 第 1 号の規定により告示する。

令和 6 年 6 月 2 1 日

津市長 前 葉 泰 幸

- 1 事業者の名称
株式会社みやはら
- 2 事業所の名称
中央リハビリステーションエボルブ津
- 3 事業所の所在地
津市藤方 2 5 2 2 番地 1
- 4 指定年月日
令和 6 年 7 月 1 日
- 5 サービスの種類
地域密着型通所介護

津市告示第 2 0 2 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 項の規定により、
地縁による団体を次のとおり認可した。

令和 6 年 6 月 2 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 名称

杜の街くるみの丘自治会

2 規約に定める目的

本会は、会員相互の親睦を図り、良好な地域社会の維持および形成に資することを目的とし、以下に掲げる地域的な共同活動を行うこととする。

- (1) 回覧板の回付等会員相互の連絡
- (2) 美化、清掃等区域内の環境整備
- (3) 本会区域内に所在する公共・公益施設の維持管理
- (4) 会員相互の親睦

3 区域

本会の区域は、三重県津市河芸町杜の街三丁目 1 番地 1 から 1 番地 1 7、
2 番地 1 から 2 番地 8、3 番地 1 から 3 番地 1 3、5 番地 1 から 5 番地 5、
6 番地 1 から 6 番地 9、7 番地 1 から 7 番地 1 5、8 番地 1 から 8 番地 7、
1 0 番地 1 から 1 0 番地 1 6、1 1 番地 1 から 1 1 番地 1 6、1 2 番地 1 か
ら 1 2 番地 6、1 3 番地 1 から 1 3 番地 4、1 5 番地 1 から 1 5 番地 1 1、
1 6 番地 1 から 1 6 番地 1 3、1 7 番地 1 から 1 7 番地 1 4、1 8 番地 1 か
ら 1 8 番地 1 2、2 0 番地 1 から 2 0 番地 6、2 1 番地 1 から 2 1 番地 1 3、
2 2 番地 1 から 2 2 番地 1 2 までとする。

4 事務所

三重県津市河芸町杜の街三丁目 9 番地 5

5 代表者の氏名及び住所

6 裁判所による代表者の職務執行の停止の有無並びに職務代行者の選任の有
無

なし

7 代理人の有無

なし

8 規約に定める解散の事由

本会は、地方自治法第260条の2第15項において準用する民法第68条第1項第3号および第4号並びに第2項の規定により解散する。

総会の議決に基づいて解散する場合は、総会員の3分の2以上の承諾を得なければならない。

9 認可年月日

令和6年6月3日

津市公告第 9 3 号

空家等対策の推進に関する特別措置法（平成 2 6 年法律第 1 2 7 号。以下「法」という。）第 2 条第 2 項に規定する特定空家等であると認められる次の建築物等について、その所有者又は管理者（以下「所有者等」という。）を確知できないため、法第 2 2 条第 1 0 項の規定により次のとおり公告する。

令和 6 年 6 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 特定空家等の所在地

三重県津市白塚町 4 8 5 6 番

2 建築物の家屋番号等

(1) 建築物 1

家屋番号 4 8 5 6 番

種 類 居 宅

構 造 木造瓦葺平家建

床 面 積 1 0 9 . 9 6 m²

(2) 建築物 2

種 類 外便所

構 造 コンクリートブロック造

床 面 積 2 . 4 3 m²

(3) 建築物 3

種 類 物置

構 造 軽量鉄骨造（C 型鋼造）

床 面 積 3 . 4 7 m²

3 所有者等に命じる必要な措置

措置の期限までに当該特定空家等をすべて除却すること。

4 措置の期限

令和 6 年 8 月 1 1 日

5 津市長による措置

所有者等が措置の期限までに必要な措置が履行されない場合、法第 2 2 条第 1 0 項の規定により、市長又は市長が命じた者若しくは委任した者（以下「市長等」という。）が当該措置を行う。

なお、所有者等が確知された場合は、当該措置に要した費用を徴収する。

6 動産等の取扱い

市長等が当該措置を行うときは、建築物等の内部及びその敷地に残置されている動産等を撤去し、処分する。

動産等について権利等を主張しようとする者は、措置の期限までに運び出し、又はその物を指定して保管若しくは引き渡すよう問合せ先に通知すること。

7 問合せ先

津市都市計画部建築指導課空家等対策担当

住 所 三重県津市西丸之内 2 3 番 1 号

電 話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 1 9 7

F A X 0 5 9 - 2 2 9 - 3 3 3 6

津市公告第 9 4 号

次のとおり条件付一般競争入札を執行しますので、津市契約規則（平成 1 8 年津市規則第 4 0 号）第 4 条の規定により公告します。

令和 6 年 6 月 2 8 日

津市長 前 葉 泰 幸

別紙のとおり

1 入札に付する事項

(1) 件名 令和6年度第2回津市公有財産売却

(2) 物件の概要

物件 番号	概要					特記 事項
	区分	所在	地番	登記地目	登記地積	
1	土地	津市桜田町	20 番 6	宅地	1,610.41 ㎡	別紙① 物件調 書のと おり
2	土地	津市津興字北阿漕田	276 番 2	雑種地	141 ㎡	別紙② 物件調 書のと おり
		津市津興字南阿漕田	156 番 13	雑種地	41 ㎡	
3	土地	津市安濃町清水字筑原	336 番 1	宅地	320.28 ㎡	別紙③ 物件調 書のと おり 古家あ り
4	土地	津市白山町中ノ村字高戸	84 番 2	雑種地	40 ㎡	別紙④ 物件調 書のと おり

(3) 各物件に関する特記事項

ア 各物件は、現状有姿で引き渡します。別紙各「物件調書」の内容と現地に相違がある場合は、現地の状況を優先するものとします。

イ 本市は、別紙各「物件調書」に特別の記載がある場合を除いて、各物件における地中埋設物、土壌汚染等の有無に係る調査（物件番号3の建物の耐震調査、アスベスト調査等を含みます。）は実施しておらず、現在本市においてこれらの存在を認知していません。物件の引渡し後に、地中埋設物、土壌汚染等が判明又は不具合等が発生した場合でも、本市は契約不適合責任を負わず、落札者は、本市に対し、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、損害賠償請求及び契約の解除権を行使することはできません。

ウ 各物件の土地の地積は、不動産登記の表示によるものとし、本市は、各物件に係る境界の明示責任を負いません。また、各物件の土地の不動産登記の表示による面積と実測による面積に相違がある場合であっても、本市及び落札者は、売買代金の増減請求その他の請求を行わないことと

します。

エ 別紙各「物件調書」に記載の事項のほか、売買物件に品質又は数量等に関してこの契約の内容に適合しないものが発見された場合であっても、本市は売買物件の契約不適合責任を負いません。また、落札者は、履行の追完の請求、売買代金の減額の請求、売買契約の解除及び損害賠償請求をすることができません。

2 入札参加の資格

入札に参加できる者は、次の各号のいずれにも該当しない者としします。

- (1) 国税並びに地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による都道府県民税、市町村民税、固定資産税・都市計画税及び軽自動車税を滞納している者
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号又は第2項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団、同条第6号に規定する暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。）、暴力団準構成員、総会屋、社会運動等標榜ゴロ、特殊知能暴力集団その他これらに準ずる反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）と認められる者
- (4) 経営又は運営に反社会的勢力が実質的に関与していると認められる者
- (5) 反社会的勢力と知りながら、これを不当に利用したと認められる者
- (6) 反社会的勢力に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、又は関与していると認められる者
- (7) 反社会的勢力と密接な関係又は社会的に非難されるべき関係を有していると認められる者
- (8) 法人その他団体の役員等（非常勤を含む役員、支配人、支店長、営業所長その他これらに類する地位にある者及び経営に実質的に関与している者をいいます。）のうちに第3号から前号までのいずれかに該当する者があるもの
- (9) 民法（明治29年法律第89号）第120条第1項に規定する行為能力制限者（未成年者、成年被後見人等。以下「行為能力制限者」といいます。）に該当すると認められる者（行為能力制限者の法定代理人が代理し、又は同意した場合を除きます。）

- (10) 津市建設工事等指名停止基準（平成21年4月8日施行）による指名停止等を受けている者
- (11) 過去に本市との契約条件に違反し、又は違反行為に関与した者
- (12) 日本語が理解できない者
- (13) 日本国内に住所及び連絡先がない者
- (14) 本市が定める津市インターネット公有財産売却ガイドライン及びK S I 官公庁オークション（紀尾井町戦略研究所株式会社が提供するインターネット公有財産売却システムをいい、以下「売却システム」といいます。）に関連する規約・ガイドラインの内容を承諾せず、遵守できない者

3 入札参加申込み

(1) 入札参加仮申込手続

ア 申込方法 売却システムで入札参加の操作を行ってください。操作後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 申込期間 令和6年7月12日（金）午後1時から同月31日（水）午後2時まで

(2) 入札参加申込手続（本申込）

ア 申込方法 仮申込みを行った後、下記(3)の必要書類を本市に郵送又は直接持参により提出するほか(4)のとおり入札保証金を納付してください。本市の確認後、登録アドレス宛てに手続が完了した旨の電子メールが届きます。

イ 手続期限 令和6年8月6日（火）午後2時まで

(3) 必要書類

ア 津市公有財産売却入札参加申込書兼入札保証金の取り扱いに係る意思表示及び返還請求書（以下「入札参加申込書」といいます。）

イ 履歴事項全部証明書（個人又は個人事業主の場合は、住民票の写し）

ウ 印鑑証明書（個人又は個人事業主の場合は、印鑑登録証明書）

エ 市町村税完納証明書

完納証明書を発行していない市区町村の場合は、下記の証明書に該当する全てのものについて、それぞれ直近2年度分を提出してください。

(ア) 市町村民税の納税証明書又は非課税証明書

(イ) 固定資産税・都市計画税の納税証明書又は非課税証明書

(ウ) 軽自動車税の納税証明書又は非課税証明書

オ 誓約書

- ※ 一度提出した書類については、理由にかかわらず一切返却できません。
- ※ ア、オの書類は、津市ホームページからダウンロードし、若しくは入札参加申込期限まで下記の窓口にて配布します。
- ※ 提出先は、〒514-8611 三重県津市西丸之内23番1号 津市政務部財産管理課財産活用・建築修繕支援担当とします。
- ※ イからエまでの書類については、いずれも申込日において発行後3箇月以内の原本に限ります。
- ※ 一つの物件を複数の者で共有する目的で入札に参加を希望する場合や、行為能力制限者の入札参加を希望する場合は別途必要書類について協議してください。

(4) 入札保証金の納付

入札参加者は、入札しようとする物件ごとに、下記4において示す「入札保証金」を本市が指定する金融機関の口座に令和6年8月6日（火）午後2時までに納付してください。

- ※ 口座番号については、入札参加仮申込手続の後、登録アドレス宛てに電子メールでお知らせします。
- ※ 入札参加申込者が入札保証金を金融機関に納付してから、本市が納付完了を確認するまで数開庁日を要します。原則として、上記期限までに本市が入札保証金の納付を確認できない場合、入札することができません。なお、入札保証金を銀行振り込み等により納付したことを書面で証明できる場合において、上記期限までに、当該書面の写しをメール又はファクス等で本市に送付し確認を受けた時は、この限りではありません。
- ※ 入札保証金は、入札の終了後に所定の手続を経て、入札参加申込書にて指定された口座に振込みにより返還します。ただし、落札者については、契約保証金へ充当します。
- ※ 入札保証金には、利息は付しません。

4 予定価格（最低入札価格）及び入札保証金の額

物件番号	所 在	予定価格 (最低入札価格)	入札保証金の額
1	津市桜田町20番6	68,640,000 円	7,550,400 円

2	津市津興字北阿漕田 276 番 2、同字南阿漕田 156 番 13	3,420,000 円	376,200 円
3	津市安濃町清水字筑原 336 番 1	1,700,000 円	187,000 円
4	津市白山町中ノ村字高戸 84 番 2	280,000 円	30,800 円

5 入札について

(1) 入札期間

令和 6 年 8 月 1 3 日（火）午後 1 時から同月 2 0 日（火）午後 1 時まで

(2) 開札

令和 6 年 8 月 2 0 日（火）午後 1 時以降に行います

(3) 入札方法

売却システムで入札価格を登録（一度のみ可能）してください。なお、入札価格の登録は、予定価格（最低入札価格）以上の額で行わなければなりません。

(4) 入札をなかったものとする取扱い

2 の入札参加の資格を満たさない者が行った入札について、当該入札を取り消し、当該入札がなかったものとして取り扱うことがあります。

(5) 入札の中止等

不正な行為により一般競争入札の公正な競争が妨げられると判断される場合又は災害その他入札の実施が困難な特別の事情が生じた場合は、入札を中止することがあります。

6 落札者の決定

(1) 売却システムでの入札において、本市が定める予定価格以上の最高の価格の入札者をもって落札者と決定します。

(2) 落札者となるべき同価の入札をした者が 2 者以上あるときは、売却システムにおける自動抽選で落札者を決定します。

(3) 落札者には、登録アドレスに落札者として決定された旨の電子メールを送信します。

(4) 入札参加の資格を満たさない者が落札した場合又は入札金額の入力間違いなどの場合により、落札の決定が取り消された場合は、7 の契約を締結することができません。

7 契約について

(1) 契約の締結

落札者決定後、本市と落札者は、契約を締結することになります。契約は、本市が落札者から提出された契約書に記名・押印したときに成立します。

(2) 提出書類

次に掲げる書類等を令和6年9月9日（月）午後5時15分までに本市に提出してください。

ア 公有財産売買契約書

本市から2部送付しますので、2部ともに記名・押印を行った上で、1部のみに収入印紙を貼付して、2部とも提出してください。本市による記名・押印後、1部を落札者へ返送します。

イ 所有権移転登記嘱託請求書

ウ 登録免許税法（昭和42年法律第35号）に定める登録免許税相当分の収入印紙又は登録免許税を納付したことを証する領収証書。なお、登録免許税額は下記のとおり

物件番号1	786,700円
物件番号2	38,800円
物件番号3	30,600円
物件番号4	1,900円

※ イ：所有権移転登記嘱託請求書については、津市ホームページから印刷することができます。

8 契約保証金

(1) 落札者から提出された入札参加申込書に基づき、入札保証金の全額を本市が算定した契約保証金（契約金額の100分の10以上の額）に充当するものとし、充当後、なお不足する契約保証金がある場合は、本市が別途指定する方法により令和6年9月3日（火）午後5時15分までに当該不足分の契約保証金を納付してください。

(2) 納付された契約保証金は、その全額を売買代金に充当します。

(3) 落札者が、正当な理由なく契約書提出期日（令和6年9月9日（月））までに契約書を提出せず、本市が催告をしたにもかかわらず、契約書を提出しなかった場合は、本市は落札決定を取り消し、契約保証金は本市に帰属します。

9 契約に付す条件の概要

契約に付す条件の概要は、次の各号のとおりです。詳細は、物件ごとの契約書案（別紙⑤、⑥、⑦及び⑧）で確認してください。

- (1) 本市は、各物件の引渡しまでの危険負担を負いません。
- (2) 本市は、契約不適合責任（知れていない事項を含みます。）を負いません。
- (3) 各物件において、工作物、構築物、残置物、立木その他土地の定着物及び地中埋設物の撤去並びに造成及び整地を必要とする場合であっても、本市は当該行為に係る費用の一切を負担しません。
- (4) 各物件の所有権移転後、本物件について、関係法令の規制上、建物の建築、建替え、用途変更、土地の形質変更等が可能か否か、本市は承知していませんので、これらの行為の可否に関し、本市はその一切の責任を負いません。

10 売買代金の支払期限及び支払方法

売買代金（売買代金から契約保証金を差し引いた残額）は、令和6年9月19日（木）午後5時15分までに、本市の発行する納付書により納付しなければなりません。

11 所有権の移転及び引渡し

物件の所有権の移転及び引渡しは、売買代金の全額納付があった時に所有権が移転するものとし、同時に引き渡すものとします。

なお、所有権移転登記は本市が行いますが、所有権の移転登記に必要な登録免許税は落札者の負担となります。

12 契約に関する諸費用

次の各号に掲げる契約に関する諸費用は、全て落札者の負担となります。

- (1) 印紙税法（昭和42年法律第23号）及び租税特別措置法（昭和32年法律第26号）の規定に基づく印紙税（契約書に収入印紙を貼付）
- (2) 物件引渡しに要する費用
- (3) 所有権の移転登記に必要な登録免許税等
- (4) その他契約に要する費用

13 その他入札参加申込みに当たっての留意事項

入札参加者は、入札しようとする物件について、本入札公告及び物件調書並びに契約書案、売却システム、津市ホームページ記載の全ての内容について十分に理解し、了承している場合に限り、入札に参加できるものであり、これらの内容の全部又は一部につき、了承できない部分がある場合は、入札

に参加することができません。このほか、入札参加者は、次の各号に掲げる事項について了承の上で入札参加申込みを行ってください。

- (1) 物件に係る現地説明会等は開催しません。必ず入札参加者ご自身において、現地及び諸規制について調査確認をしていただくこと。なお、物件の敷地等を随時見ていただくことは可能です。

また、入札公告及び物件調書等の内容と現地に相違がある場合は、現地を優先するものとします。

- (2) 物件の所有権移転後、物件敷地内への進入路又は敷地の出入口を確保するため敷地及び敷地周辺を加工する場合、落札者が関係機関と協議の上、関係法令に従い、落札者の負担により行うこと。
- (3) 落札後の契約及び所有権移転登記は、入札参加申込書に記載された名義で行うこと。
- (4) 入札参加申込みに係る物件の変更及び取下げは、申込みの受付期間内に限って行うことができること。
- (5) 申込関係書類の提出は、郵送（書留等記録が残る方法）又は直接持参により行い、電話又はファクス等による申込みはできないこと。
- (6) 入札結果については、入札参加申込者の名称（氏名）、入札価格その他入札に関する結果を公表することがあること。

問い合わせ先

津市政策財務部財産管理課

財産活用担当・建築修繕支援担当

電話番号 059-229-3126

F A X 059-229-3444

津市消防本部告示第 1 号

津市火災予防条例（平成 18 年津市条例第 260 号）第 42 条の 2 第 1 項の規定により、指定催しを次のとおり指定する。

令和 6 年 6 月 26 日

津市消防長 田 中 秀 浩

1 指定催し

第 71 回津花火大会 2024

2 指定期間

上記の指定催しに対し、指定の日から当該指定催しが終了する日までとする。

津市教育委員会告示第6号

教育委員会を次のとおり招集する。

令和6年6月25日

津市教育委員会教育長 森 昌彦

- 1 招集の日時
令和6年7月2日（火） 午後4時から
- 2 招集の場所
津市教育委員会庁舎 4階教育委員会室
- 3 会議の事件
(1) 津市図書館協議会委員の委嘱について